

## 第1章 保存管理計画の目的

国指定天然記念物を適正に保存し次世代へ確実に継承していくためには、歴史・自然・社会の各側面から文化的自然的価値を的確に把握し、指定物件の本質的な価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存・管理するための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を示すことが重要である。

平林寺境内林は、昭和43年(1968)5月28日に天然記念物として国の指定を受け、昭和51年(1976)5月12日には追加指定されている。周辺の雑木林のほとんどが姿を消すか荒廃が進む中で、今も首都近郊随一の規模で、公園化されていない緑地として存在し、かつての武蔵野の面影を残す雑木林として知られている。その一方で、近年の境内林は変質も生じている。

境内林を所有する平林寺は、臨済宗妙心寺派の名高い禅の専門道場として寺域は神聖な領域であり、また、境内林以外にも指定文化財を数多く抱えている。約43ヘクタールを擁する広大な境内林を一禅宗寺院が所有することは他に類を見ないが、だからこそ開発もされず、これまで保護されてきた。この貴重な財産を、未来に向けて大切に守り育てなければならない。

本計画は、平林寺境内林の価値を明らかにするとともに、将来にその価値を伝えるためにどのような保存管理が適切なのかを示すことを目的とする。本計画ではこの趣旨に則り、平林寺境内林の文化財としての自然史的価値の確認・評価を行うとともに、その価値を後世へ確実に継承していく方策を検討し、適正な保存と管理方法等の基本的な指針となる保存管理計画を策定した。

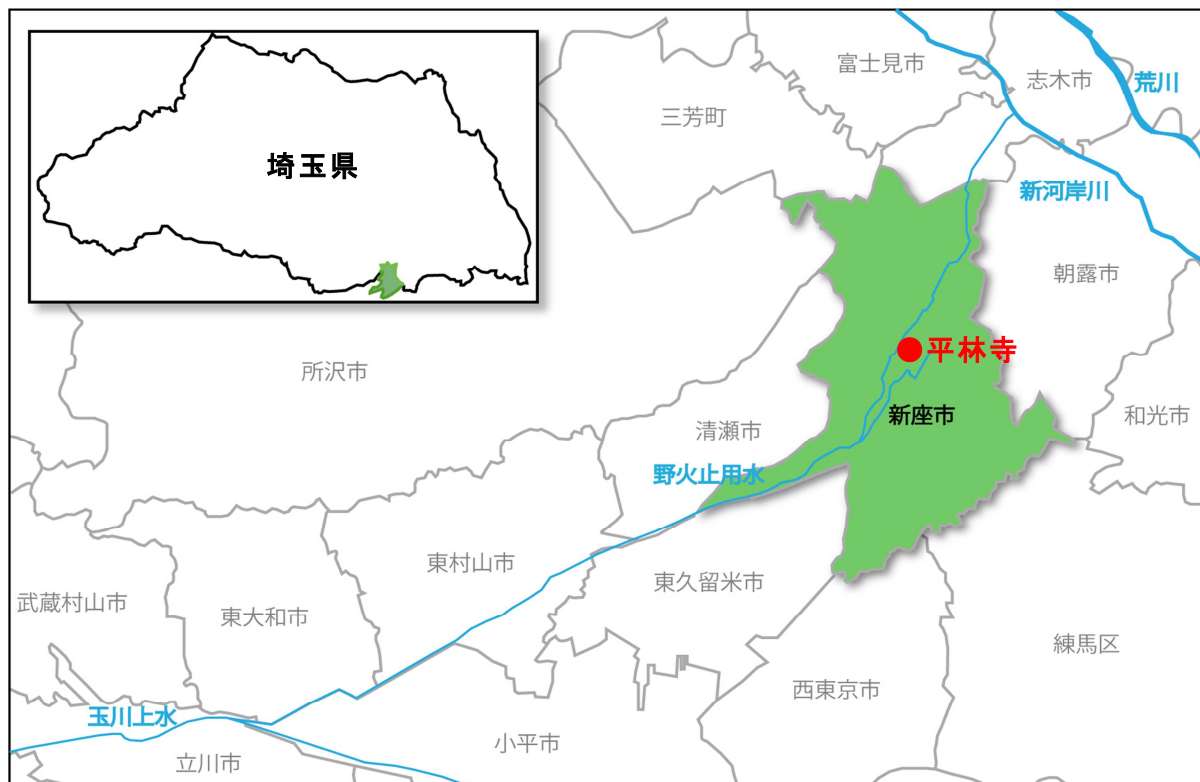


図 1-1 平林寺の位置図